

栃木県医療機関・薬局等感染拡大防止等支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県医療機関・薬局等感染拡大防止等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）及び栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、医療機関・薬局等が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(交付の相手方)

第3条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の取組を行う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション及び助産所を交付の対象とする。ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外とする。

(交付の対象となる事業)

第4条 この補助金は、国実施要綱3（19）に基づき、医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所が実施する、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保等の事業を対象として、予算の範囲内で交付する。なお、この要領の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

(対象経費)

第5条 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）であって、別表第1の第3欄に定める経費を対象とする。

(対象期間)

第6条 この補助金の対象とする期間は、令和2（2020）年4月1日から令和3（2021）年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円（公立の医療機関にあつては50万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事（公立の医療機関にあつては厚生労働大臣）の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式7により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (10) 事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) この補助金と重複して、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業の補助を受けてはならない。

(交付の申請)

第9条 本補助金は、原則、概算額で申請を行うものとし、申請は次の方法による。

- (1) 概算額での申請をしようとする者は、あらかじめ指定する期日までに別表第2に定める書類を栃木県国民健康保険団体連合会を通じて、知事に提出しなければならない。
- (2) 精算額での申請をしようとする者は、あらかじめ指定する期日までに別表第2に定め

る書類を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、第8条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、
その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金の交付方法は、原則、概算払とする。ただし、精算額での申請があっ
た場合は、精算払によることができるものとする。

(実績報告)

第12条 この補助金の実績報告は、次の方法による。

- (1) 概算額での申請をした者は、別表第3に定める書類に関係書類を添えて、実績額が交
付決定額を超えた日から1か月以内の日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに
知事に提出しなければならない。
- (2) 精算額での申請をした者は、別表第3に定める書類に関係書類を添えて、交付決定日
から1か月以内の日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなけ
ればならない。

(補助金額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び
必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適
合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 精算額による申請をした者は、補助金額の確定後、別表第4に定める書類に関係
書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補
助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずること
ができる。

別表第1（第5条、第7条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
病院	2,000,000円+50,000円×病床数	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
有床診療所（医科、歯科）	2,000,000円	
無床診療所（医科、歯科）	1,000,000円	
薬局、訪問看護ステーション及び助産所	700,000円	

別表第2（第9条関係）

区分	提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	様式	提出期限
概算額による申請者	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業）の交付申請書兼請求書	様式1	1 事業実施計画書	様式2-1又は様式2-2	令和3(2021)年2月28日
精算額による申請	栃木県医療機関・薬局等感染拡大防止等支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1 事業実施計画書兼報告書 2 収支予算書	様式3 様式4	

別表第3（第12条関係）

区分	提出すべき実績報告書の名称	様式	実績報告書に添付すべき書類の名称	様式
概算額による申請者	栃木県医療機関・薬局等感染拡大防止等支援事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1 事業報告書 2 収支決算書	様式5 様式6
精算額による申請者			1 収支決算書	様式6

別表第4（第14条関係）

区分	提出すべき実績報告書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	様式
精算額による申請者	栃木県医療機関・薬局等感染拡大防止等支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1 交付確定通知書の写し	—

附 則

この要領は、令和2(2020)年8月11日から施行し、令和2(2020)年4月1日から適用する。